

## 労働者派遣事業に関する情報の提供について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、マージン率などの情報提供を行っています。  
これにより、当財団における直近の事業年度における情報提供項目を公開します。

### 1. 労働者派遣の実績【令和3年度】

#### 派遣実績なし

派遣労働者の数(1日平均)	0人
派遣先の数	0件
派遣料金の平均額(8時間当たり換算)	0円
派遣労働者の賃金の平均額(8時間当たり換算)	0円

### 2. マージン率

$$\begin{aligned} \text{マージン率} &= \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \\ &= 0.0\% \end{aligned}$$

### 3. 法第30条の4第1項の労使協定

・締結していない

### 4. 教育訓練・キャリア支援に関する事項

- ・安全衛生教育を実施しています。
- ・派遣開始時の基礎研修及び業務の種類や経験に応じた研修等を行っています。
- ・キャリアコンサルティングを随時実施しています。希望される登録者は管理課担当者までご相談ください。